

# 基礎研 レポート

## 米国の長寿年金

—トンチン性の活用は有効な長寿リスク対策となるか—

保険研究部 主任研究員 松岡 博司

(03)3512-1782 matsuoka@nli-research.co.jp

### はじめに

平均余命の改善が著しい。長生きは喜ぶべき「めでたいこと」である。しかし昨今は、お金が原因で手放しでは喜べない状況ともなっている。公的年金の将来に確信が持てない。会社に定年まで勤め上げたとしても、会社はかつてのように企業年金の支払いを一生涯保証してくれるわけではない。その企業年金では確定給付型年金が減り、自分で運用リスクを負担する確定拠出型年金が増えている。退職までの間に蓄えた財産は、夫婦が何歳になるまで持つだろうか。少子化の時代、かつての親たちのように子供に頼ることもできない。退職が間近な人々の多くが、こうした不安に駆られているのではないだろうか。

事情は米国でも同じで、1946年～64年生まれのベビーブーマーが高齢化するに伴い、年金受給世代の生活資金（リタイアメント・インカム）枯渇問題が脚光を浴びるようになった。こうした状況下、登場したのが長寿年金である。長寿年金を活用すれば、自分の財産の限界を超えて長生きしたことにより日々の生活費に困るというアウトライブ（生きすぎ）リスクに備えることができる。しかし、典型的な長寿年金では、年金支払い開始までの間に死亡した場合、死亡給付金が支払われず、保険料は掛け捨てとなる。

「65歳時に500万円払っていただければ、85歳の時から毎年300万円の年金を一生涯にわたってお支払いいたします。ただし85歳までの間に死亡された場合、死亡給付金は支払われません」。こう書かれた年金のパフレットをご覧になったら、あなたはこの年金を買いたいと思うだろうか。

米国の長寿年金については、弊社でもこれまで何回か報告を行ってきた<sup>1</sup>。本稿では、長寿年金を巡るその後の動向をレポートする。

<sup>1</sup> 小松原章「長寿年金普及を目指す米国政府と生保業界—退職資産の終身年金化を奨励する税制改正の動向を中心として—」保険・年金フォーカス 2012年6月11日 <http://www.nli-research.co.jp/report/focus/2012/focus120611.html>

小松原章「米国退職貯蓄マーケットの動向と注目される終身年金—長寿リスク対応を強化する政府と生保業界—」基礎研レポート 2012年8月27日 [http://www.nli-research.co.jp/report/nlri\\_report/2012/report120827.pdf](http://www.nli-research.co.jp/report/nlri_report/2012/report120827.pdf)

## 1. 長寿年金の概要

長寿年金は、年金の支払い開始年齢を大幅に遅らせ、超高齢期になってからの生活資金を確保しようとする個人年金である。退職時等（65歳等）に、退職貯蓄の一部から一時払いの年金保険料を支払っておき、20年間等の長い待ち期間（据置期間）の後、超高齢（85歳等）になってから、年金の支払いを受ける。以降、年金の支払いは、終身続く。年金受給開始前に、他の資産を使い切ってしまうとしても、残る超高齢の生涯、長寿年金により生活資金を確保することができる。

後述するが、長寿年金は、保険料の据置期間が極端に長い上、平均余命とも考えられる85歳からの年金受給であるため、超高齢期間中の毎年を受け取れる年金額は大きなものとなる。典型的な長寿年金では、年金受取人が、年金支払い開始前に死亡した場合や年金支払い開始後に死亡した場合、死亡給付金は支払われない。

長寿年金とは、上記の特徴を持つ商品群を指す呼称である。公式な文章等には、deferred income annuity（据置終身年金）、Individual Deferred Paid-Up Non-Variable Annuity（個人据置払い済み定額年金：米国各州の保険監督長官で構成するNAICが使用している名称）、paid-up deferred annuity（払い済み据置年金：ニューヨーク州の保険監督当局が使用している名称）等という名称で称されている。なお Paid-Up（払い済み）とは、年金保険料を払い込んだ段階で将来の年金受取額が確定している状態を言う。

## 2. 販売会社数は増加

メットライフによれば、2004年にメットライフが発売したのが長寿年金の最初のことである。同じころハートフォード、シメトラ・ライフが同様の商品を発売した。

その後、リタイアメント・インカムに関する政権内外からの問題意識が高まり、優遇税制案も発表されるなど、長寿年金に対する関心が高まるとともに、長寿年金に参入する生保会社が増え、今日では、確認できただけでも表1に見られるような状況となっている。近年、大手相互会社による積極的な参入が目立つ。なお、表中のハートフォードは金融危機後、生保事業からの撤退を実施し、今日、長寿年金の販売を行っていない。

表-1 主な長寿年金の販売会社

会社名	会社形態	米国内資産規模 順位(2011)	商品名	発売年
メットライフ	株式会社	1位	MetLife Longevity Guarantee	2004年
ハートフォード	株式会社	7位	The Hartford Income Annuity	不詳
シメトラ	株式会社	37位	Freedom Income	不詳
ニューヨークライフ	相互会社	6位	Guaranteed Future Income Annuity II	2011年
ノースウエスタンミューチュアル	相互会社	8位	Select Portfolio Deferred Income Annuity	2012年
マスマューチュアル	相互会社	12位	MassMutual RetireEase Choice	2012年
ガーディアン	相互会社	28位	Guardian SecureFuture Income Annuity	2013年
プリンシパル	株式会社	14位	Principal Deferred Income Annuity	2013年

(資料) 各種報道資料等から作成

### 3. 販売状況

参入会社が増えたこともあり、2012年の長寿年金の販売額は10億ドルに達した。2011年の販売額が2億ドルであったから、めざましい成長ぶりである。2013年第1四半期の販売額も4.0億ドルと、2012年第4四半期の3.9億ドルの勢いを維持している。全個人年金の販売額に占める割合がまだ1%に満たない小さな市場ではあるが、成長性は大きいようだ。

販売生保会社は、退職後の収入源を探している45～54歳層をターゲットに、力を入れている。リムラは、当該年齢階層の消費者は約10兆ドルの金融資産を有していると試算し、長寿年金は今後も高い成長を持続するだろうと予想している。

表-2 長寿年金の販売額

(億ドル)

2011年 年間	2012年				年間	2013年 第1四半期
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期		
2.0	1.6	2.1	2.7	3.9	10.3	4.0

(資料) リムラ” U.S. Individual Annuities” 各四半期号より作成

なお後述の通り、最近の長寿年金市場では、これまで説明してきたような典型的な長寿年金（死亡給付金がない商品）の他に、各種のオプションを取りそろえ死亡給付金も支払うというような、柔軟性を増した商品も混在する状況となっている。表-2の販売額は、そうした多様な長寿年金全体の販売額であることにご留意いただきたい。

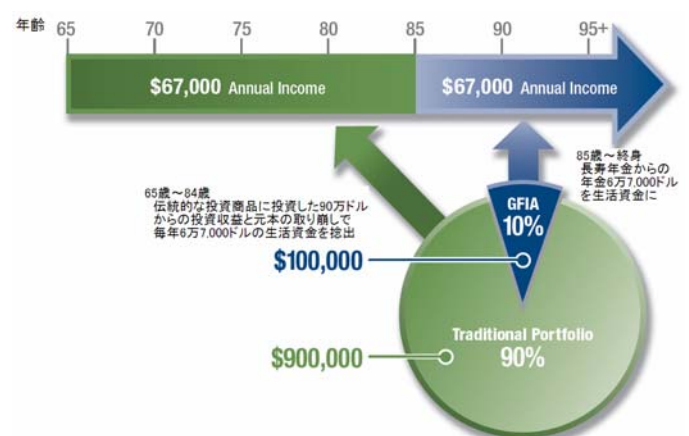
### 4. 長寿年金の強み 超高齢期に多額の年金

ニューヨーク州の保険監督当局が公表している商品別説明書“INDIVIDUAL FIXED DEFERRED ANNUITY”には、「長寿年金では、より少ない保険料でより多額の年金支給を受けることが可能となる。このことから、退職貯蓄の一部で長寿年金を購入すれば、年金支給開始前に自己資産を使い尽くしても、長寿年金によって高齢期のセーフティー・ネットが確保でき、長寿に伴う資金負担を回避・軽減することができる。」という記述がある。

ニューヨーク・ライフの長寿年金のパフレットには、総額100万ドルの資産を持つ65歳の男性退職者が、資産の90%（90万ドル）を伝統的な投資商品に投資し、残りの10%（10万ドル）を、85歳年金支払い開始の長寿年金に投資する事例が掲載されている（図-1）。伝統的な投資に振り向けた資産の90%の投資収入と元本の取り崩しで65歳～84歳の間の収入を確保し、当該資産が枯渇した85歳以降の人生を長寿年金からの年金で暮らしていく。

これにより、保有する資産のほとんど（90%）を

図-1 退職準備資金における長寿年金の活用例



(資料) ニューヨークライフのパフレットより  
(料率は2011年6月3日のもの)

65歳から84歳の間に、心おきなく旅行や趣味に使うことができ、長いリタイアメント生活を楽しむことが可能になる。株式投資等、積極的な投資を行うこともできるかもしれない。

多くの長寿年金では、加入後の据置期間中に、追加的な保険料を支払うことができる。これにより、毎年1万ドルずつ保険料を追加するといったことが可能になる。この場合、保険料を支払う都度、その時の年金支払い率で、将来受け取る年金額が確定する。表-3はニューヨーク・ライフのパンフレットに記載されている各年1万ドルずつ保険料を払い込んでいく場合の例(年金支払い率は2011年6月3日時点のもの)であるが、毎回の保険料支払いごとに受取れる年金額が確定され、年金支払い開始時には、それらの合計額が毎年の年金として支払われることになる。

長寿年金の正式名称に Paid-Up が含まれるものが多いが、これは、保険料を支払った時点で将来の年金額が確定することを示している。

表-3 毎年保険料を追加投入していく事例(65歳年金支払い開始の事例)

保険料支払い時年齢	支払い保険料(ドル)	年金支払い率	65歳年金支払い開始時の年金額(ドル)
54	10,000	10.9%	1,090
55	10,000	10.3%	1,030
56	10,000	9.7%	970
57	10,000	9.2%	920
58	10,000	8.7%	870
59	10,000	8.2%	820
60	10,000	7.7%	770
61	10,000	7.3%	730
62	10,000	6.9%	690
63	10,000	6.5%	650
64	0	—	—
65	0	—	—
合計	100,000		8,540

(資料) ニューヨーク・ライフのパンフレットより(料率は2011年6月3日のもの)

表-4はメットライフのパンフレットに記載された年金試算表(2010年11月29日時点の年金支払い率で計算された数値)である。65歳の男性が5万ドルの一時払い保険料で加入した場合を例にとると、75歳支払い開始の場合の年金額は6,256ドルである。これに対し80歳支払い開始だと年金額は約1.5倍の9,553ドル、85歳支払い開始の場合には約2.5倍の15,439ドルに増加する。

表-4 一時払い保険料5万ドルを支払って長寿年金に加入した場合の年金額

5万ドルの保険料を一時払いで払い込むと		支払い開始年齢別に見た毎年の年金額(年金支払い開始後、年金は終身にわたり支払われる)									
		65歳支払い開始		70歳支払い開始		75歳支払い開始		80歳支払い開始		85歳支払い開始	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
加入年齢 保険料 支払い 時年齢	45歳加入	8,044	7,649	12,101	11,348	18,979	17,526	31,969	28,948	60,018	53,136
	50歳加入	6,127	5,828	9,092	8,550	14,210	13,200	23,546	21,557	42,997	38,805
	55歳加入	4,768	4,531	6,910	6,504	10,589	9,887	17,334	16,049	30,619	28,236
	60歳加入	3,730	3,537	5,385	5,064	8,017	7,504	12,718	11,891	21,741	20,515
	65歳加入			4,229	3,968	6,256	5,856	9,553	8,982	15,439	14,864

(資料) メットライフの長寿年金パンフレットより(料率は2010年11月29日のもの)

表-4の85歳年金支払い開始の年金額(表の右端の数値)を基準において年金額を比較してみると、5年多く年金支払いを待つことで(80歳年金支払い開始の場合に比べ)、年金の額は1.6倍(65歳加入男性の場合)~1.9倍(45歳加入男性の場合)に増加し、10年多く年金支払いを待つと(75歳年金支払い開始の場合に比べ)、年金の額は2.5倍(65歳加入男性・女性の場合)~3.2倍(45歳

加入男性の場合)に増加する。また加入が5年早いと(例えば55歳加入対60歳加入、60歳加入対65歳加入)、加入年齢に関係なく年金額は1.4倍に増加し、加入が10年早いと(例えば45歳加入対55歳加入、55歳加入対65歳加入)、年金額は1.9倍~2.0倍に増加する。

先に図-3で事例として使用したニューヨーク・ライフのパンフレット(2011年6月3日の料率による)では、65歳時に10万ドルの保険料を支払った男性は、85歳から毎年67,000ドルの年金を受け取ることができることになっている。この例では、2年間、年金を受け取れば、65歳時に払い込んだ保険料は回収できる。95歳まで10年間、年金を受け取ると、67万ドルと大幅な受け取り過多になる。

このように、支払った保険料の割に、超高齢期になってからの年金額が巨額に感じられる理由の一つは、保険料を支払ってから年金を受け取るまでの間に極めて長い期間(20年~30年)があることである。その間の運用収益はかなりのもので、仮に毎年5%で運用できれば、65歳時の10万ドルは20年後の85歳時には26.5万ドルになり、毎年6.7万ドルの年金4年分が準備できることになる。

これに加え、モータリティ・クレジット(死亡率ボーナス)と呼ばれる収益が長寿年金の財源を支えることになる。これまで何度も述べてきたとおり、典型的な長寿年金では、年金支払い開始前に年金受取人が死亡した場合、当該年金受取人に帰属すべき積立金等が相続人等の関係者に返還されることはなく、年金プールに吸収される。年金受給中の年金受取人が死亡した場合も同様である。年金プールに吸収された積立金は、他の年金受取人への年金支払いの財源に回される。

また2015年の平均余命が79.5歳(男性77.1歳、女性81.8歳)、2060年の平均余命が84.8歳(男性82.8歳、女性86.8歳)と予想<sup>2</sup>されている米国において、年金支払い開始を85歳に設定した場合、ほとんどの平均余命予測を上回る年齢からの支払いであるため、年金を受け取る存命者の数が少ないと予測できるということ、さらに年金を支払う期間も短いと予想できるということでもある。

この仕組みにより、長寿年金では、退職貯蓄のうちのわずかな部分(10%等)を投資しておくことにより、超高齢期になってからの割高な年金受給を期待することができることになる。

## 5. 長寿年金の商品設計のバリエーション

少ない資金投資で将来の大きな年金受給という長寿年金のメリットを享受するためには、年金支払い開始前に死亡してしまった場合には、投資しておいた保険料が掛け捨てになってしまうこともやむをえないという割り切りが必要になる。しかし掛け捨てに対する割り切りを持つことは難しく、それが長寿年金販売のネックになる。

そこで、長寿年金市場においては、典型的、基本的な長寿年金設計のものを一方の推奨商品に据える傍ら、年金額は少なくなるが、死亡時には払い込んだ保険料が返還される等、多様なオプションを取りそろえた、より柔軟性を高めた商品を作って、消費者にアピールすることが行われている。

現在のところ、各生保会社が販売している長寿年金の品揃えはよく似ている。そこで一例として、次ページと次々ページに、ニューヨーク・ライフの長寿年金の商品概要“Guaranteed Future Income

<sup>2</sup> United States Census Bureau 2012 National Population Projections より



Annuity Fact Sheet”の試訳を掲載しておく。

なお、長寿年金には単一の人の対して年金を支払う形態と夫婦等のパートナーを対象に年金の支払いを行う形態がある。ニューヨーク・ライフの商品概要でジョイント・ライフ契約とあるものがそれである。

表－5 ニューヨーク・ライフの”Guaranteed Future Income Annuity Fact Sheet”(試訳)

引受会社の財務力	引受会社であるニューヨーク・ライフは4つの主要な格付け機関から、現時点で最高格付けを与えられている。これによりあなたに安心を提供する。 ・ A.M. Best: A++ ・ Moody's: Aaa ・ Standard & Poor's: AA+ ・ Fitch: AAA
商品タイプ	Guaranteed Future Income Annuityは保険料任意支払い型の据置終身年金 契約者により選択された日より開始される年金の支払いを、年金受取人の生きている限りまたは定められた複数の年金受取人のいずれかが生きている限り保証する。
年金支払いオプション (注1)	<p><b>Life Only:</b> 年金支払い開始日に開始され、年金受取人が生きている限り(ジョイント・ライフ契約においては二人の年金受取人のうちいずれかが生きている限り)、年金の支払いが保証される。支払われた保険料に対して最大の年金を提供できる。年金受取人が死亡すると年金の支払いは停止される。ジョイント・ライフ契約においては、いずれかの年金受取人が生きている限り年金の支払いが継続され、両方の年金受取人が死亡した時点で年金支払いが終了する。死亡給付金はない。税制非適格の契約においてのみ購入可能である。</p> <p><b>Life with Period Certain:</b> 年金支払い開始日に開始され、年金受取人が生きている限り(ジョイント・ライフ契約においては2人の年金受取人のうちいずれかが生きている限り)、またはあらかじめ定められた保証期間(10年～30年で購入時に選択)のいずれか長い方の期間、年金支払いが保証される(注2)。 仮に年金受取人(ジョイント・ライフ契約においてはいずれかの年金受取人)が保証期間を超えて生存した場合には、年金受取人が生きている限り、年金支払いが継続される(注3)。</p> <p><b>Life with Cash Refund:</b> 年金支払い開始日に開始され、年金受取人が生きている限り(ジョイント・ライフ契約においては2人の年金受取人のうちいずれかが生きている限り)、年金支払いが保証される。このオプションにおいては、年金受取人(ジョイント・ライフ契約においては両方の年金受取人)が、支払済み保険料と同額までの年金が支払われる前に死亡すると、受取人(相続人等)に保険料額から既払いの年金額を控除した額が一時金で支払われる(注4)。</p> <p><b>Life with Installment Refund:</b> 年金支払い開始日に開始され、年金受取人が生きている限り(ジョイント・ライフ契約においては2人の年金受取人のうちいずれかが生きている限り)、年金支払いが保証される。 このオプションにおいては、年金受取人(ジョイント・ライフ契約においては両方の年金受取人)が支払済み保険料と同額までの年金が支払われる前に死亡すると、受取人(相続人等)に対して、支払い保険料相当額が払い戻されるまで、当初予定通りの年金が支払われる。</p>
年金支払い開始前の死亡給付	<p>■ Life Only: 死亡給付金はない</p> <p>■ その他の年金支払いオプション: 既払い保険料が払い戻される</p>
契約可能年齢	<p>加入年齢により、加入できる年金支払いオプションは異なる</p> <p>■ 税制適格契約(注5): 18歳～68歳6ヶ月(ジョイント・ライフ契約においては、両方の年金受取人が18歳～68.5歳でなければならない)</p> <p>■ 税制非適格契約: 0歳～75歳(ジョイント・ライフ契約においては、両方の年金受取人が75歳以下でなければならない)</p>
フレキシブルプレミアム (任意払い保険料方式) (注6)	<p>■ 年金支払い開始日の2年以上前までの間、追加的な保険料の支払いが行える(注7)。</p> <p>■ 将来の年金支払い額は各保険料の支払いが行われた時点のそれぞれの年金支払いレートに基づく。</p>

(注1) Guaranteed Future Income Annuityについては、ジョイント・オーナーはジョイント・年金受取人でなければならない、連邦結婚防衛法(DOMA)に定義される“配偶者”でなければならない。  
DOMAにおいては、現在のところ、同性婚は認められていない。ゆえに、連邦税法の内国歳入Code第72条(s)および401条(a)(9)によって別性配偶者に認められている所得控除優遇は現在のところ、同性婚の配偶者には認められない。

(注2) Life with Period Certainがジョイント・ライフ契約である場合に、年金受取人の一方が死亡した場合に年金の減額を行う場合、年金受取人のうちの一方の死亡と支払い保証期間のいずれか遅い方の時期まで年金の減額は行われない。

(注3) 契約加入時に契約者が選択していた場合には、年金受取人(ジョイント・ライフ契約においては両方の年金受取人)の死亡にあたって、保証される年金支払いの残額を一時金受け取りに切り替えることが可能。

(注4) 年金受取人の死亡よりも前に既払い保険料と同額または超過するまで年金が支払われていた場合には、受取人(相続人等)には何も支払われない。

(注5) Life Onlyは税制適格契約においては契約できない。

(注6) 最初の保険料支払またはすべての保険料支払いの合計額が300万ドルを超えた場合には、ニューヨーク・ライフによる了承が必要である。

当初支払い最低保険料	■1万ドル
追加支払い最低保険料	■100ドル
据置期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>■最低据置期間:2年以上</li> <li>■最高据置期間:40年以内(注8)</li> </ul> <p>ただし年金支払いは85歳までに開始されなければならない。 また税制適格契約においては、年金支払いは70歳6ヶ月より前に開始されなければならない。</p>
年金支払い開始日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■年金加入時に選択する</li> </ul> <p>■フレキシブル・インカム・スタート・デット特約(注9)(注10)は、契約者に年金支払い開始日を、直近の保険料支払日から13ヶ月経過以降の日に早めること(注13)、または当初設定の年金支払い開始日から5年までの間の日に支払い開始を遅らせること、を認める。この特約は契約期間中1回だけ行使することができる。</p>
年金支払い頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■年金支払いは、月次、四半期ごと、半年ごと、年次のいずれか</li> <li>■契約加入時に選択する。全ての年金支払いに適用される</li> </ul>
資金引き出し	<p><b>期日前年金受取りオプション(年金月次支払い形態の税制非適格契約のみに適用される)</b> 契約者は年金支払いが開始された後、次回月次年金支払い時に、以降6回分の年金と併しよに、あわせて7ヶ月分の年金を一時金の形で受け取ることができる。このオプションが行使された場合、次の6ヶ月間は、年金支払いが行われない。 ■期日前年金受取りオプションを行使する契約者は少なくとも59歳6ヶ月以上でなければならない。 ■期日前年金受取りオプションは、1つの契約において、3回まで行使することができる。</p>
その他のオプション	<p><b>年次増額オプション:</b> ほとんどの契約者は、あらかじめ設定したパーセントで、毎年1~3%ずつ年金額を増額していくことを選択することができる。 この方式で年金を構成しておけば、インフレの影響で時間の経過とともに生活上の経費が増加していくことの影響を中立化することができる。 ■年次増額オプションは加入時に選択されていなければならない。 ■最初の年金支払開始時点において、契約者は少なくとも59歳6ヶ月でなければならない。 ■年次増額オプションを付していない契約と比べると、同額の保険料に対する年金額は、当初は小さいが、毎年、あらかじめ選択された割合で増加していく。</p> <p><b>年金減額オプション(注12)</b> Life OnlyまたはLife with Period Certainのジョイント・ライフ契約において、2人の年金受取人のうちのいずれかが死亡した場合、残された年金受取人が受取る年金額を当初設定年金額から40%~90%削減する。この削減を組み入れることにより、2人の年金受取人が生存している間、より多くの年金額を受け取ることができる。 年金削減の%は、加入時に選ぶ必要がある。 Life with Period Certain においては、保証期間中に一方の年金受取人が死亡した場合でも、残された年金受取人に対する年金額は、保証期間が終了するまでの間、削減されない。</p>

(注7) 税制適格契約においては、事後追加的な保険料支払いができるかどうかは、内国債入庁の最低引き出し要件ルール(RMD)を満たせるかどうかにかかっている。  
ニューヨークライフは、RMD要件違反になる追加的保険料を受け取ることはできない。

(注8) Life Onlyにおいて、年金受取人が71歳以上である場合、据置期間の最長は5年間である。

(注9) Life Onlyには、このオプションは付けられない。

(注10) 新しい年金額は、ムーディーズの"Seasoned Baa Corporate Bond Yield (DBAA)レート"、  
"A2000死亡率表"、"利率変更調整"により決定される。

(注11) 税制適格契約においては、年金支払い開始日の変更は内国債入庁のRMD要件により制限を受ける可能性がある。  
年金受け取りの5年以内の早期化はRMD要件を満たすことが保証されている。  
ただしこの保証は、年次増額オプションが付加されている場合には適用されない。

(注12) Life with Cash Refund契約およびLife with Installment Refund 契約には、このオプションは適用されない。

ただし、死亡給付金を設け、柔軟性を持たせた商品では、典型的な長寿年金に比べ、将来支払われる年金額がかなり減少する。

次ページの表-6はメットライフのパンフレット(2010年11月29日の料率による)に掲載されている、典型的な長寿年金と柔軟性を増した長寿年金の年金額比較である。

例えば65歳時に5万ドルの保険料を支払った男性は、典型的な長寿年金（表では左側のマキシマム・インカム・バージョン）では85歳から毎年29,457ドルの年金を受け取ることができる。女性の場合だと23,727ドルとなる。これが死亡給付金があるスキーム（表では右側のフレキシブル・アクセス・バージョン）では、男性で15,439ドル、女性で14,864ドルへと、半分近くに減少する。

表一六 メットライフの長寿年金における商品構成の違いによる年金額の変動例

5万ドルの保険料を 一時払いで払い込むと	85歳年金支払い開始の場合の毎年の年金額(ドル)			
	マキシマム・インカム・バージョン		フレキシブル・アクセス・バージョン	
	男性	女性	男性	女性
加入時年齢 (保険料支払い時年齢)				
55歳	54,019	42,835	30,619	28,236
60歳	40,383	32,238	21,741	20,515
65歳	29,457	23,727	15,439	14,864

(資料) メットライフの長寿年金パンフレットより (料率は2010年11月29日のもの)

## 6. 死亡給付金がないことへの規制面の対応

米国の生保業界においては、伝統的に、生命保険の解約時には、その時点の契約者の持ち分を解約返戻金として返すべきという不没収価格規制が課されてきた。しかし、ここまで見てきたように、長寿年金においては、死亡時には死亡給付金を支払わず、生存している他の契約者の年金原資にあてるといったような取扱いが見られ、不没収規制遵守の規制哲学とは相容れないような取扱いが見られる。

米国各州の保険監督当局は、長寿年金における、死亡給付金を支払わないことの意味合いを尊重して、個別認可の形で商品を認可しているようである。

例えば、米国最大の生保市場であるニューヨーク州の場合、州の保険法および規制は、個人年金に関して、一般的には現金解約価格が与えられることを要求しているが、規制において、この規制を適用除外する免除事項が列挙されている。その列挙事項の中に、監督長官が認めたものという項目がある。この規制体系の中、長寿年金は、保険監督長官が、現金解約給付があることが適切でないという証明を受け、これに基づき、認可する商品となっている。

ニューヨーク州保険監督当局の「2008年年次報告書」には以下の記載がある。

「2008年、生命保険部は現金による解約給付を提供しないpaid-up deferred annuity 契約の認可を継続した。この契約は、保証された終身にわたる年金の支払いが典型的には80歳または85歳に始まるので、長寿保険“longevity insurance”として販売されてきた。この年金では、一時払いまたは複数回の保険料支払いにより資金投資できる。保険料の支払いは典型的には個人が60代のうちに行われる。いくつかの契約は、契約者が契約条件において死亡給付を持たないことを選択した場合には、より高い年金の支払いを保証することができる。この商品は、リタイアメント・インカム目的で販売されている。生命保険部はこの種の商品に対するガイダンスを準備しているところである。」と記載している。



## さいごに

本年 4 月、オーストラリアの新聞等は、「長寿年金の活用を促進しようとする新税制案は、長生きしすぎるリスクに対応する上で非常に有効である」という報道を行った。オーストラリアでも、来年 7 月をめどに長寿年金促進税制が導入されようとしている。これまでは、米国においてのみ話題となっていた長寿年金が、海外にも波及し始めているようである。また、ドイツの公的な補助が出る個人年金であるリースター年金は、生命保険の他、預金または投資信託の形態を取ることが可能であるが、預金・投信形態の場合、年金給付開始時に年金原資の一部を用いて、遅くとも 85 歳に年金支払いが開始される終身年金に加入し、年金給付開始から最長で 85 歳まではそれぞれの商品からの年金給付、以降は終身年金による年金給付を受けることとされているが、これも同様の発想が根底にあるように思われる。わが国においても、長寿年金と似たスキームを考える余地は大いにあるのではなかろうか。

その場合、保険料が掛け捨てとなる可能性もある中で普及を図るためには、税制面での優遇策の制定も必要になると思われる。米国では、昨年 2 月に長寿年金の普及を促進することを目的の 1 つとする税制改正案が示された<sup>3</sup>。現時点では、この税制改正は実行に移されていないが、その動向は注目に値する。

さらにもう一つ、長寿年金導入のネックとして、現代のトンチン年金とも言えるような長寿年金を必要な商品として認識することができるかという問題がある。トンチン年金は、長生きした者が年金の増額という果実を受け取って得をする一方、早めに亡くなった者は持ち分を没収されて損をするように見えるため、公平性や社会正義の面から見てふさわしくないとか財産権の侵害であるといった異論が出てくる可能性がある。しかし、図-1 の事例のように、退職資産のうちの、当座の生活に必要なのないほんの一定程度（例えば 10 分の 1）を、超高齢期に生活資金に困ることがないようにする手だてとして長寿年金に投入しておく、という行動は、これからの高齢化社会において、喜ばしい長生きを不安なく真に喜べるようにする上では、かなり合理的な行動であるように思われる。長寿年金で、万が一、自分が超高齢期まで長生きできることとなった場合に、子供や孫に迷惑をかけることなく、尊厳を持って生きるために必要な資金を手当てしておく。これは一般的な生命保険の、万が一、自分が死亡してしまった場合に、遺族が生活面で困らないように資金手当をしておくという行動と対をなすものである。今後の超高齢社会においては、長寿年金のような仕組みが必要であると思われる。

終身年金は提供する生保会社にとっても、平均余命の進展と共に年金支払い期間が予想を超えて伸びるという長寿リスクがある商品であり、終身年金の提供に二の足を踏む生保会社も多い。長寿年金のように超高齢期に限ってのみ終身年金を支払う商品は、生保会社から見れば、支払い対象者が超高齢期の高齢者に限定されるため、規模は小さいしリスク管理もしやすくなるのではないかという見方もありうるが、伸び続ける平均余命の最先端部分を対象とする商品であるため、リスク管理がより難しい商品でもある。生保業界における長寿リスク管理の研究がいつそう進むことを期待したい。

各国に広がる可能性を秘めた長寿年金の動向については、これからもフォローを続けていきたい。

<sup>3</sup> 小松原章「長寿年金普及を目指す米国政府と生保業界—退職資産の終身年金化を奨励する税制改正の動向を中心として—」保険・年金フォーカス <http://www.nli-research.co.jp/report/focus/2012/focus120611.html>